

舞鶴市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(案)の修正箇所

修正 1

修正前 (P6)

(2) ごみ処理フロー

本市のごみ処理フローは、図 2-1 のとおりであり、ごみ種ごとの処理処分方法は、表 2-2 のとおりです。

表 2-2 ごみ種ごとの処理処分方法

ごみ種	処理処分方法
可燃ごみ	清掃事務所第一工場及び第二工場において焼却処理し、焼却灰は、舞鶴市一般廃棄物最終処分場において埋立処分しています。
金属類 粗大ごみ 埋立ごみ	リサイクルプラザで破碎・選別処理を行い、焼却物、埋立物、資源物に選別し、焼却物は清掃事務所で焼却処理、埋立物は最終処分場で埋立処分、資源物は圧縮後資源化をしています。
飲料用空缶類	リサイクルプラザで選別・圧縮処理を行い、資源化しています。
ペットボトル	リサイクルプラザで減容処理を行い、資源化しています。
プラスチック容器包装類	リサイクルプラザで手選別し、減容処理を行い、資源化しています。
食用びん類 有害ごみ 小型家電	リサイクルプラザで一時保管し、適正に資源化及び処理しています。

修正後 (P6)

(2) ごみ処理フロー

本市のごみ処理フローは、図 2-1 のとおりであり、ごみ種ごとの処理処分方法は、表 2-2 のとおりです。

表 2-2 ごみ種ごとの処理処分方法

ごみ種	処理処分方法
可燃ごみ	清掃事務所第一工場及び第二工場において焼却処理し、焼却灰は、舞鶴市一般廃棄物最終処分場において埋立処分しています。
金属類 粗大ごみ 埋立ごみ	リサイクルプラザで破砕・選別処理を行い、焼却物、埋立物、資源物に選別し、焼却物は清掃事務所焼却処理、埋立物は最終処分場で埋立処分、資源物は圧縮後資源化をしています。 ※金属類は金属取扱業者に引き渡し、金属として再利用されます
飲料用缶類	リサイクルプラザで選別・圧縮処理を行い、資源化しています。 ※金属取扱業者に引き渡し、金属として再利用されます
ペットボトル	リサイクルプラザで減容処理を行い、資源化しています。 ※容器包装リサイクル法に基づく指定法人ルートに引き渡し、プラスチック製品の素材や燃料等として再利用されます
プラスチック容器包装類	リサイクルプラザで手選別し、減容処理を行い、資源化しています。 ※容器包装リサイクル法に基づく指定法人ルートに引き渡し、プラスチック製品の素材や燃料等として再利用されます
食用びん類 有害ごみ 小型家電	リサイクルプラザで一時保管し、適正に資源化及び処理しています。 ※食用びん類については、ガラスリサイクル業者に引き渡し、ガラス製品として再利用されます。 ※有害ごみについては、構成物質ごとに分別し、可能な限り再利用されます。 ※小型家電については、レアメタル等の含有量の多いものを中心に、小型家電リサイクル法に基づく認定を受けた事業者引き渡し、レアメタル等の金属類に再利用されます

各項目についてどのように資源化されているかを追記

修正 2

修正前 (P17)

1-4 収集運搬の現況

(1) 収集運搬体制

家庭系ごみについては、市が許可業者または委託業者による収集・運搬を行うほか、排出者等が直接処理施設へ搬入することができます。

事業系可燃ごみについては、事業者が許可業者へ収集を依頼するか、処理施設へ直接持込むこととしています。なお、事業所から発生する不燃ごみは産業廃棄物に該当することから、本市ではその受け入れを行っていません。

3Rの推進やごみ処理における市民サービスの充実、公平な受益者負担等の観点から、令和3年7月より、ペットボトル、プラスチック容器包装類、埋立ごみについて指定ごみ袋制による有料化を行うとともに、可燃ごみ処理手数料の値上げを実施します。

表 2-7 家庭系ごみの収集運搬体制(令和3年7月～)

分別区分	項目	収集回数	収集形態	収集方式	排出方式	処理手数料		
可燃ごみ		週2回	許可		指定袋	有料 (料金見直し)		
不燃ごみ	金属類	月1回	委託	ステーション	コンテナ	無料		
	飲料用空缶類							
	食 用 び ん 類							
	白色(透明) 茶色 その他のびん							
	ペットボトル	月2回					指定袋	有料
	プラスチック容器包装類							
	埋立ごみ	月1回					コンテナ	無料
	有害ごみ							
粗大ごみ		月2回 (申込み制)	許可	戸別収集	—	有料		
古紙(分別収集)		月1回	再生事業者 直接引取り	ステーション	ひもでしぼる (細かい紙片は 紙袋に入れる)	無料		
拠点(ボックス)回収		随時	直接	拠点	ボックス			

注) 網掛けは令和3年7月からの変更部分。

※ 粗大ごみの収集運搬にかかる手数料

(2) 直接搬入の受入体制

清掃事務所、リサイクルプラザへの直接搬入時に一般廃棄物の搬入受付に係る手数料を徴収します。(令和3年7月から)

修正後 (P17)

1-4 収集運搬の現況

(1) 収集運搬体制

家庭系ごみについては、市が許可業者または委託業者による収集・運搬を行うほか、排出者等が直接処理施設へ搬入することができます。

事業系可燃ごみについては、事業者が許可業者へ収集を依頼するか、処理施設へ直接持込むこととしています。なお、事業所から発生する不燃ごみは産業廃棄物に該当することから、本市ではその受け入れを行っていません。

3Rの推進やごみ処理における市民サービスの充実、公平な受益者負担等の観点から、令和3年7月より、ペットボトル、プラスチック容器包装類、埋立ごみについて指定ごみ袋制による有料化を行うとともに、可燃ごみ処理手数料の値上げを実施します。

表 2-7 家庭系ごみの収集運搬体制(令和3年7月～)

分別区分	項目	収集回数	収集形態	収集方式	排出方式	処理手数料
可燃ごみ		週2回	許可		指定袋	有料 (料金見直し)
不燃ごみ	金属類	月1回	委託	ステーション	コンテナ	無料
	飲料用空缶類					
	食 用 び ん 類					
	白色(透明)					
	茶色					
	その他のびん					
	ペットボトル	月2回※1				
プラスチック容器包装類						
埋立ごみ	月1回			コンテナ	無料	
有害ごみ						
粗大ごみ		月2回 (申込み制)	許可	戸別収集	—	有料※2
古紙(分別収集)		月1回	再生事業者 直接引取り	ステーション	ひもでしぼる (細かい紙片は 紙袋に入れる)	無料
拠点(ボックス)回収		随時	直接	拠点	ボックス	

注) 網掛けは令和3年7月からの変更部分。

※1: 自治会の実情に応じて月1回でも実施可能

※2: 粗大ごみの収集運搬にかかる手数料

(2) 直接搬入の受入体制

清掃事務所、リサイクルプラザへの直接搬入時に一般廃棄物の搬入受付に係る手数料を徴収します。(令和3年7月から)

第 3 節 考察

① ごみ排出量からみえる問題

- ・過去 10 年間のごみ排出量は、減少傾向を示しています（表 2-14 参照）。総排出量は、人口が減少していることもあり、減少傾向を示しています。
- ・生活系ごみの減少は、可燃ごみの有料化をはじめ、不燃ごみの分別品目拡大、ペットボトルの分別など、ごみの減量や資源化の様々な施策を展開し、市民のごみに対する意識の向上によることも考えられます。
- ・古紙類の減少が大きいのは、新聞の定期購読の解約をはじめとした発行部数の低下、小売店等での拠点回収、空き地等に設置している民間の古紙回収ボックスの増加などによることも考えられます。
- ・可燃ごみにおいて、実態把握の方法を平成 30 年度から見直し、事業系ごみの割合をより実態に近い数値が把握できるようになりました。今後も本調査を継続し、精度の高い実態把握に努めていきます。

表 2-14 ごみ排出量の実績(生活系・事業系別)

区分		年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	
生活系	可燃ごみ		15,955	15,149	14,884	14,823	14,782	14,683	14,278	13,826	13,858	13,394	
	不燃ごみ	金属類	272	254	269	261	220	215	212	216	224	216	
		飲料用空き瓶	191	169	164	157	125	114	111	110	114	116	
		食用びん類	557	518	498	477	444	439	432	417	395	389	
		ペットボトル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	172
		プラスチック容器類	888	631	644	653	618	594	591	588	595	627	
		埋立ごみ	1,309	1,237	1,387	1,344	1,281	1,401	1,134	1,080	1,175	1,171	
	有害ごみ	44	74	76	76	76	76	68	70	72	83		
	計	3,060	2,881	3,038	2,967	2,764	2,839	2,550	2,480	2,575	2,754		
	粗大ごみ		721	785	1,010	1,000	1,004	1,163	852	927	873	921	
	古紙		2,949	1,943	1,772	1,637	1,439	1,316	1,231	1,159	1,117	1,081	
	集団回収		1,366	1,174	1,160	1,130	1,039	960	863	844	740	753	
	家庭系排出量		22,250	21,933	21,885	21,558	21,029	20,961	19,794	19,236	18,163	18,903	
事業系	可燃ごみ		8,756	8,762	8,649	8,690	8,632	8,493	8,098	7,919	7,888	7,107	
	古紙		336	314	291	283	243	228	199	200	191	178	
	事業系排出量		9,092	9,076	8,940	8,973	8,875	8,721	8,297	8,119	8,079	7,285	
	総排出量		31,342	31,009	30,805	30,531	29,903	29,682	28,090	27,355	27,242	26,188	

- ・過去 10 年間の収集量及び直接搬入量は、表 2-15 のとおりです。
- ・家庭系可燃ごみは、収集量が減少し、直接搬入量が増加しています（図 2-8 参照）。これは、清掃事務所へ直接搬入する際に、搬入者に対して直接搬入のための手数料を徴収しておらず、また平日、日祝日を問わず搬入制限を行っていないことに起因する、本市のごみ収集過程の特徴であるといえます。

このことは、ごみの排出機会の拡大に寄与する一方で、ごみステーションによる収集を基本としている本市のごみ収集体制の効率を下げる結果になっているほか、処理施設の混雑による安全確保や可燃ごみを装った不燃ごみ搬入の問題、さらにはごみを出しやすい環

第3節 考察

① ごみ排出量に関する考察

- ・過去 10 年間のごみ排出量は、減少傾向を示しています（表 2-14 参照）。総排出量は、人口が減少していることもあり、減少傾向を示しています。
- ・生活系ごみの減少は、可燃ごみの有料化をはじめ、不燃ごみの分別品目拡大、ペットボトルの分別など、ごみの減量や資源化の様々な施策を展開し、市民のごみに対する意識の向上によることも考えられます。
- ・古紙類の減少が大きいのは、新聞の定期購読の解約をはじめとした発行部数の低下、小売店等での拠点回収、空き地等に設置している民間の古紙回収ボックスの増加などによることも考えられます。
- ・可燃ごみにおいて、実態把握の方法を平成 30 年度から見直し、事業系ごみの割合をより実態に近い数値が把握できるようになりました。今後も本調査を継続し、精度の高い実態把握に努めていきます。

表 2-14 ごみ排出量の実績(生活系・事業系別)

区分		年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	
生活系	可燃ごみ		15,055	15,149	14,884	14,823	14,782	14,683	14,278	13,826	13,858	13,394	
	不燃ごみ	金属類	272	254	289	261	220	215	212	216	224	216	
		飲料用空缶類	191	169	164	157	125	114	111	110	114	116	
		食用びん類	557	518	498	477	444	439	432	417	395	389	
		ペットボトル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	172
		プラスチック容器類	688	631	644	653	618	594	591	588	595	627	
		埋立ごみ	1,309	1,237	1,387	1,344	1,281	1,401	1,134	1,080	1,175	1,171	
		有害ごみ	44	74	76	76	76	76	69	70	72	63	
	計	3,080	2,881	3,038	2,987	2,764	2,839	2,550	2,480	2,575	2,754		
	粗大ごみ		721	785	1,010	1,000	1,004	1,163	852	927	873	921	
	古紙		2,049	1,943	1,772	1,637	1,439	1,316	1,231	1,159	1,117	1,081	
	集団回収		1,366	1,174	1,180	1,130	1,039	960	883	844	740	753	
	家庭系排出量		22,250	21,933	21,865	21,558	21,029	20,961	19,794	19,236	19,163	18,903	
	事業系	可燃ごみ		8,758	8,762	8,649	8,690	8,632	8,493	8,098	7,919	7,888	7,107
古紙			336	314	291	283	243	228	199	200	191	178	
事業系排出量			9,092	9,076	8,940	8,973	8,875	8,721	8,297	8,119	8,079	7,285	
総排出量			31,342	31,009	30,805	30,531	29,903	29,682	28,090	27,355	27,242	26,188	

- ・過去 10 年間の収集量及び直接搬入量は、表 2-15 のとおりです。
- ・家庭系可燃ごみは、収集量が減少し、直接搬入量が増加しています（図 2-8 参照）。これは、清掃事務所へ直接搬入する際に、搬入者に対して直接搬入のための手数料を徴収しておらず、また平日、日祝日を問わず搬入制限を行っていないことに起因する、本市のごみ収集過程の特徴であるといえます。

このことは、ごみの排出機会への拡大に寄与する一方で、ごみステーションによる収集を基本としている本市のごみ収集体制の効率を下げる結果になっているほか、処理施設の混雑による安全確保や可燃ごみを装った不燃ごみ搬入の問題、さらにはごみを出しやすい環

修正 4

修正前 (P43)

市民・事業者(共通)の取り組み例

- ・繰り返し使う、修理して使う
ものを長く使用するため、繰り返し・修理して使用し、「ごみを出さない工夫」や「もったいない意識」に努める。
- ・必要とする人に使ってもらう
フリーマーケットやリサイクルショップを活用し、リユース（再使用）に取り組む。
- ・退蔵品(不要になっても捨てずに保管しているもの)の有効活用
不要になっても捨てずに保管している「退蔵品」は、長く保管されることにより「もの」としての価値は低下するため、価値が下がるまでにリユース品として有効活用を図る。

市民の取り組み例

- ・ものを修理して使う
ものを修理したり、リメイクして使用するというライフスタイルに努める。

事業者の取り組み例

- ・修理対応
ものの修理やリメイク対応の充実に努める。

行政の取り組み例

- ・子ども服や再生家具の提供、おもちゃ交換会などのリユース事業、イベントの活性化・充実
リユース事業やイベントの活性化・充実を図る。
- ・フリーマーケット等のリユース活動や、リペア情報(修理対応店舗等)の発信
フリーマーケットやリペアサービスなどの情報を収集し、市のホームページ等を活用して発信する。
- ・リユース食器の利用機会の拡充啓発
イベント等でのリユース食器の使用は、発生するごみの減量だけではなく、啓発効果も大きい
ため、今後も継続し、リユース食器の利用を啓発する。

修正後 (P43)

市民・事業者(共通)の取り組み例
<ul style="list-style-type: none">・繰り返し使う、修理して使う ものを長く使用するため、繰り返し・修理して使用し、「ごみを出さない工夫」や「もったいない意識」に努める。・必要とする人に使ってもらう フリーマーケットやリサイクルショップを活用し、リユース（再使用）に取り組む。・退職品(不要になっても捨てずに保管しているもの)の有効活用 不要になっても捨てずに保管している「退職品」は、長く保管されることにより「もの」としての価値は低下するため、価値が下がるまでにリユース品として有効活用を図る。
市民の取り組み例
<ul style="list-style-type: none">・ものを修理して使う ものを修理したり、リメイクして使用するというライフスタイルに努める。
事業者の取り組み例
<ul style="list-style-type: none">・修理対応 ものの修理やリメイク対応の充実を努める。
行政の取り組み例
<ul style="list-style-type: none">・リユース事業、イベントの活性化・充実 市が実施する子供服や再生家具の提供、ゆずります、もらいませコーナーの活性化・充実を図るとともに、まいづる環境市民会議が実施するおもちゃ交換会等のリユース事業について必要な支援を行い、リユース事業やイベントの活性化・充実を図る。・フリーマーケット等のリユース活動や、リペア情報(修理対応店舗等)の発信 フリーマーケットやリペアサービスなどの情報を収集し、市のホームページ等を活用して発信する。・リユース食器の利用機会の拡充啓発 イベント等でのリユース食器の使用は、発生するごみの減量だけでなく、啓発効果も大きいいため、今後も継続し、リユース食器の利用を啓発する。

修正 5

修正前 (P55)

(1) 分かりやすく

将来のごみ処理施設の整備費用や環境負荷の低減に向けて、現在の世代が、何ができるのか長期的視点で考える必要があります。そのためには、出前講座や施設見学の機会を設けることや、施設整備や維持管理費用を市民に分かりやすく見えるようにするなど、市民の理解を醸成する情報発信が重要となります。

(2) 相手の関心に合わせる

・子どもや親の関心が高い

「おもちゃ交換会」のように、啓発の対象となる人を絞り込み、その人の関心に合わせてリユースの対象となる「もの」を選定することで、効果的な事業実施が期待できます。

・事業所向けパンフレット

新規開業者がごみの正しい出し方を知らない、既存事業者がごみの排出方法を正しく理解していないこともあります。こうした点を踏まえて、事業者に「正しいごみの分け方、出し方」に関するパンフレットを作成し、事業系ごみの適正排出に向けて啓発を図っていきます。

(3) プラスアルファの工夫

・リユースを学習しながら、おもちゃを手に入れる

「おもちゃ交換会」では、おもちゃを交換するためのポイントを得るために環境学習などのゲームをする必要があります。イベントとしては教育の要素を含みつつ、子どもたちにとってはおもちゃが手に入るという魅力があります。

さらには、リユースの取り組みは、人と人との間に「もの」が介在することで、新たな人と人との繋がりが生まれ、コミュニティが形成されるといった効果もあります。

・経済性確保・経費節減

客単価を下げることなく小盛メニューを提供した飲食店の事例や、タイムサービスなどの販促により廃棄量を減らした小売店の事例など、ごみ減量やリサイクルが経済性に繋がる事例を紹介し、事業者の取り組みを推進します。

SDGsとの関係性

目標 4「質の高い教育をみんなに」の中では、「全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする」とあり、ごみのことを知り、学ことはSDGsの取り組みとなります。

また、こうした学習を通じて目標 12『つくる責任つかう責任』にある「持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つ」ことにもつながっていきます。

修正後 (P55)

(1) 分かりやすく

将来のごみ処理施設の整備費用や環境負荷の低減に向けて、現在の世代が、何ができるのか長期的視点で考える必要があります。そのためには、出前講座や施設見学の機会を設けることや、施設整備や維持管理費用を市民に分かりやすく見えるようにするなど、市民の理解を醸成する情報発信が重要となります。

また、市民が適正なごみ分別・排出に取り組むことができるよう、ごみ分別ルールブックを作成・配布するとともに、品目ごとの分別一覧の作成や市のホームページ、公式SNSを活用し、ごみに関する情報にアクセスしやすい環境づくりに努めます。

(2) 相手の関心に合わせる

・子どもや親の関心が高い

「おもちゃ交換会」のように、啓発の対象となる人を絞り込み、その人の関心に合わせてリユースの対象となる「もの」を選定することで、効果的な事業実施が期待できます。

・事業所向けパンフレット

新規開業者がごみの正しい出し方を知らない、既存事業者がごみの排出方法を正しく理解していないこともあります。こうした点を踏まえて、事業者に「正しいごみの分け方、出し方」に関するパンフレットを作成し、事業系ごみの適正排出に向けて啓発を図っていきます。

(3) プラスアルファの工夫

・リユースを学習しながら、おもちゃを手に入れる

「おもちゃ交換会」では、おもちゃを交換するためのポイントを得るために環境学習などのゲームをする必要があります。イベントとしては教育の要素を含みつつ、子どもたちにとってはおもちゃが手に入るという魅力があります。

さらには、リユースの取り組みは、人と人との間に「もの」が介在することで、新たな人と人との繋がりが生まれ、コミュニティが形成されるといった効果もあります。

・経済性確保・経費節減

客単価を下げることなく小盛メニューを提供した飲食店の事例や、タイムサービスなどの販促により廃棄量を減らした小売店の事例など、ごみ減量やリサイクルが経済性に繋がる事例を紹介し、事業者の取り組みを推進します。

SDGsとの関係性

目標4「質の高い教育をみんなに」の中では、「全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする」とあり、ごみのことを知り、学ことはSDGsの取り組みとなります。

また、こうした学習を通じて目標12『つくる責任つかう責任』にある「持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つ」ことにもつながっていきます。

修正 6

修正前 (P66)

第 2 節 収集・運搬計画

2-1 収集運搬

①収集運搬に関する目標

収集形態の多様化等に対応した収集体制の確保や、収集運搬による環境影響の低減、収集運搬の効率化など、適正な収集運搬の実施に向け、収集を委託する民間業者との調整を図っていきます。

②収集区域

収集区域は、本市全域とします。

③収集運搬体制

家庭系ごみの収集運搬体制は、表 6-2 のとおりです。収集はステーション回収（地域の集積所）での収集を原則とします〔可燃ごみ：約 2,500 か所、不燃ごみ：約 500 か所〕。

将来、人口減少やそれに伴うごみの減量が見込まれ、収集ごみ量も減少が予測されます。このため、効率的に事業が推進できるよう適宜必要な見直しを図りつつ現在の収集・運搬体制を維持することとします。

市民サービスの充実やごみ処理体制を維持するため、令和 3 年 7 月より、ペットボトル、プラスチック容器包装類、埋立ごみの処理の有料化、可燃ごみ処理手数料の値上げを実施します。

表 6-2 家庭系ごみの収集運搬体制(令和 3 年 7 月～)

分別区分	項目	収集回数	収集形態	収集方式	排出方式	処理手数料	
可燃ごみ		週 2 回	許可	ステーション	指定袋	有料 (料金見直し)	
不燃ごみ	金属類	月 1 回	委託		コンテナ	無料	
	飲料用空缶類						
	食 用 び ん 類						白色(透明)
	茶色						
	その他のびん						
	ペットボトル	月 2 回				指定袋	有料
	プラスチック容器包装類						
埋立ごみ	月 1 回	コンテナ			無料		
有害ごみ							
粗大ごみ		月 2 回 (申込み制)	許可	戸別収集	—	有料	
古紙(分別収集)		月 1 回	再生事業者 直接引取り	ステーション	ひもでしぼる (細かい紙片は 紙袋に入れる)	無料	
拠点(ボックス)回収		随時	直接	拠点	ボックス		

注) 網掛けは変更を示します。

※粗大ごみはリサイクルプラザに直接搬入する場合、処理費用は無料。(搬入受付手数料は必要)

第 2 節 収集・運搬計画

2-1 収集運搬

①収集運搬に関する目標

収集形態の多様化等に対応した収集体制の確保や、収集運搬による環境影響の低減、収集運搬の効率化など、適正な収集運搬の実施に向け、収集を委託する民間業者との調整を図っていきます。

②収集区域

収集区域は、本市全域とします。

③収集運搬体制

家庭系ごみの収集運搬体制は、表 6-2 のとおりです。収集はステーション回収（地域の集積所）での収集を原則とします〔可燃ごみ：約 2,500 か所、不燃ごみ：約 500 か所〕。

将来、人口減少やそれに伴うごみの減量が見込まれ、収集ごみ量も減少が予測されます。このため、効率的に事業が推進できるよう適宜必要な見直しを図りつつ現在の収集・運搬体制を維持することとします。

市民サービスの充実やごみ処理体制を維持するため、令和 3 年 7 月より、ペットボトル、プラスチック容器包装類、埋立ごみの処理の有料化、可燃ごみ処理手数料の値上げを実施します。

表 6-2 家庭系ごみの収集運搬体制(令和3年7月～)

分別区分	項目	収集回数	収集形態	収集方式	排出方式	処理手数料		
可燃ごみ	金属類	週2回	許可	ステーション	指定袋	有料 (料金見直し)		
	飲料用空缶類				コンテナ	無料		
	食用びん類	白色(透明)	委託					
		茶色						
		その他のびん						
	ペットボトル	月1回	委託				指定袋	有料
	プラスチック容器包装類	月2回※1						
	埋立ごみ	月1回						
有害ごみ	月1回	委託	コンテナ	無料				
粗大ごみ	月2回 (申込み制)	許可	戸別収集	—	有料※2			
古紙(分別収集)	月1回	再生事業者 直接引取り	ステーション	ひもでしばる (細かい紙片は 紙袋に入れる)	無料			
拠点(ボックス)回収	随時	直接	拠点	ボックス				

注)網掛けは変更を示します。

※1 自治会の実情に応じて月1回でも実施可能

※2 粗大ごみはリサイクルプラザに直接搬入する場合、処理費用は無料。(搬入受付手数料は必要)